

職 発 1 0 3 0 第 1 4 号  
令 和 2 年 1 0 月 3 0 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布等について

「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第14号)が令和2年3月31日に公布され、同法により改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「改正高年齢者雇用安定法」という。)については、令和3年4月1日に施行される旨等を令和2年4月1日付け基発0401第17号・職発0401第17号「雇用保険法等の一部を改正する法律等について」により貴職あて通知したところである。

改正高年齢者雇用安定法の施行に当たり、関係省令等の整備を行い、本日、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第180号。以下「改正省令」という。別添1参照。)、  
「高年齢者等職業安定対策基本方針」(令和2年厚生労働省告示第350号。以下「改正基本方針」という。別添2参照。)及び「高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針」(令和2年厚生労働省告示第351号。以下「指針」という。別添3参照。)が公布され、改正省令については令和3年4月1日から施行、改正基本方針及び指針については同日から適用されることとなった。改正省令、改正基本方針及び指針の内容については、下記のとおりである。

また、改正高年齢者雇用安定法等の内容については、パンフレット(別添4及び5)等を取りまとめ、厚生労働省のホームページにおいて、本日、公表したところである(掲載先：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html))。

改正の趣旨を十分に理解の上、その円滑な施行に万全を期されたい。

併せて、本改正については、一般社団法人日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会及び日本商工会議所の長あて、傘下会員等への周知を依頼したことを申し添える。

記

## 1 改正省令の概要

(1) 法第 10 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者

法第 10 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める者は、事業主の雇用する高年齢者のうち、他の事業主との間で締結した法第 9 条第 2 項の契約に基づき雇用する者とする。

(2) 創業支援等措置の実施に関する計画

事業主が創業支援等措置を講ずる場合において、当該措置の実施に関する計画を作成し、当該計画について過半数労働組合等の同意を得ることとする。また、当該計画に記載すべき事項及び当該計画を労働者に周知する方法を定めることとする。

(3) 過半数代表者

法第 10 条の 2 第 1 項に規定する労働者の過半数を代表する者の選出手続を定める。

(4) 法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める場合等

法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める場合は、高年齢者が定年後又は法第 9 条第 1 項第 2 号の継続雇用制度の対象となる年齢の上限に達した後に、新たに法人を設立し、当該法人が新たに事業を開始する場合とする。

また、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の厚生労働省令で定める者は、この場合における法人とする。

(5) 高年齢者就業確保措置の実施に関する計画

高年齢者就業確保措置の実施に関する計画（※）に関して、計画の記載事項、提出の方法及び作成勧告の方法について定める。

※法第 10 条の 3 第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が高年齢者就業確保措置の実施に関する状況が改善していない事業主に対して作成勧告を行うもの。

(6) 再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者等の範囲

法により 70 歳までの高年齢者就業確保措置を事業主の努力義務とすることに伴い、再就職援助措置及び多数離職届の対象となる高年齢者の範囲の見直しを行う。

(7) 過半数代表者の規定の準用

(3)の事項について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項に規定する労働者の過半数を代表する者並びに第 6 条の 3 第 1 項及び第 6 条の 4 第 2 項の事業主について準用する。

(8) 権限の委任

法第 10 条の 3 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長及び事業主の主たる事務所を管轄する公共職業安定所の長に委任する。

(9) 多数離職届

(6)の範囲の見直しを行うことに伴い、その報告様式についても所要の改正を行う。

(10) 高年齢者雇用状況報告書

事業主に毎年1回報告を義務付けている様式について、法により新設される高年齢者就業確保措置の実施状況及び個々の高年齢者への適用状況等を報告事項に追加する。

(1) その他所要の規定の整備

2 改正基本方針の主な内容

(1) 高年齢者の就業の動向に関する事項

労働力人口の推移や高年齢者の雇用・就業の状況等について統計値を最新の動向に改正。

(2) 高年齢者の就業の機会の増大の目標に関する事項

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）で示された2025年までの目標である65～69歳の就業率を51.6%以上とすることを目指す旨を記載。

(3) 高年齢者の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項

高年齢者雇用確保措置等の円滑な実施や高年齢者の再就職の促進のための施策の基本となるべき事項について、直近の法律改正等を踏まえ記載を更新。

3 指針の主な内容

(1) 高年齢者就業確保措置

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たり、高年齢者就業確保措置全体に係る留意点等を定める。

(2) 65歳以上継続雇用制度

65歳以上継続雇用制度を講ずるに当たり、他の事業主により継続雇用する場合や継続雇用しない事由を定める場合の留意点等を定める。

(3) 創業支援等措置

創業支援等措置を講ずるに当たり、法で規定する創業支援等措置の具体的な内容や過半数労働組合等の同意を得る際の留意点等を定める。

(4) 賃金・人事処遇制度の見直し

高年齢者就業確保措置を適切かつ有効に実施し、高年齢者の意欲及び能力に応じた就業機会の確保を図るために、賃金・人事処遇制度の見直しを行う場合の留意点等を定める。

(5) 高年齢者雇用アドバイザー等の有効な活用

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たり、助成制度等を有効に活用すべき旨を定める。